

令和2年5月18日

法科大学院生および教職員・関係者の皆様

遠隔授業対応の継続実施等について

緊急事態宣言の一部解除に伴い、[「緊急事態宣言等に基づく本学の基本方針」【5月15日更新】<命ファースト>](#)が提示されました。これを受け、5月15日以降の学内入構の是非や授業形態の方針を下記のとおりご提示いたします。

法科大学院授業の運用については、今後の状況変化に伴い柔軟な対応が必要ですが、本学の学修に係る運用方法統一の観点から、原則として学部授業の提供形態に準じます。法科大学院独自の運用を実施する場合には別途ご案内いたします。

記

【授業形態について】

本学の基本方針を遵守し、5月中の授業については、原則として遠隔授業等を継続実施してください。

【学内入構制限について】

法科大学院生の学内入構を原則として禁止します。

【法科大学院棟の利用について】

法科大学院としては、これまでの慎重な措置を月末までは継続するという方針で臨みます。

以上

(問合せ先)

法科大学院事務室

houka@adm.fukuoka-u.ac.jp